



PwCベトナムニュースブリーフ

# OECD、第2の柱(グローバルミニマム課税)に関する政令を発効

2025年9月





# ご一読ください

8月29日、政府は政令236/2025/ND-CPを発効し、決議107/2023/QH15に基づくトップアップ税額の規則を設けました。この政令は、ベトナムにおけるOECD、第2の柱「グローバルミニマム課税」を適用するための法的枠組を確立するもので、国内ミニマム課税(QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)や所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)を含んでいます。

この政令は2025年10月15日に施行されます。これにより、多国籍企業は2024年度のトップアップ税額申告に向けて準備を進める必要があります。

# 詳細

この政令はOECDのGloBEモデルルールに沿ったもので、次の2つの主要な仕組みに基づきます。



## QDMTT

ベトナムで事業を展開する外国の多国籍企業(MNE)の構成会社等(CE)に適用されます。



## IIR

ベトナムに本社を置く多国籍企業(MNE)およびその外国にある構成会社等(CE)に適用されます。

これらの規則は、直近4対象会計年度のうち少なくとも2対象会計年度において、総収入が7億5,000万ユーロ以上である多国籍企業(MNE)グループに適用されます。

## 管理上の義務

対象となる納税義務者は以下の提出物を準備し、提出する必要があります。

### 01 初回通知および登録

a) 構成会社等(CE)および構成会社等一覧の通知を、最終親会社(UPE)の会計年度(FY)が終了してから30日以内に行う必要があります。

b) 税コードの登録は、最終親会社(UPE)の会計年度末から90日以内に行う必要があります。2025年6月30日以前に会計年度が終了する納税者には、その期限が政令236の施行日から90日間に延長されますが、トップアップ税額申告の期限を過ぎることは認められません。

### 02 年次トップアップ税額申告書類一式

- トップアップ税額情報の申告
- トップアップ税額申告書
- 会計基準の違いによる相違説明
- 連結財務諸表作成目的で使用される各構成会社等(CE)の財務諸表
- 最終親会社(UPE)のグローバルミニマム課税に関する情報申告(GIR: GloBE情報申告書)(QDMTT適用者のみ)

QDMTTの対象となる納税義務者に関して、年次トップアップ税額申告書類の提出期限は、最終親会社(UPE)の会計年度終了後12ヶ月ですが、最終親会社(UPE)のGloBE情報申告書(GIR)の提出に関しては、FY2024は18ヶ月、FY2025以降は15ヶ月となります。

IIRの対象となる納税義務者に関して、年次トップアップ税額申告パッケージの提出期限は、FY2024の場合は最終親会社(UPE)の会計年度終了後18ヶ月、FY2025以降は15ヶ月となります。

# 詳細

## ジョイントベンチャーや少数持分の構成会社等に関する特別ルール

ジョイントベンチャー、JV子会社、および被少数保有構成会社等(「MOCEs」)は、特別なルールが適用されます。これらの実効税率とトップアップ税額は、主な多国籍企業(MNE)グループとは独立して計算され、保有割合と報告制度の違いを反映しています。

これらの事業体は、構成会社等グループとは別に、通知、税コード登録、および年次トップアップ税額申告の対象となります。



## 通貨および会計基準

構成会社等(CE)の財務諸表は、最終親会社(UPE)の連結財務諸表の作成に使用される会計基準に基づいて作成されます。ただし特定の状況や条件においては、他の会計基準が使用できる場合もあります。

トップアップ税額の計算には、最終親会社(UPE)の連結財務諸表で使用される通貨が用いられます。トップアップ税額の支払いは、最終親会社(UPE)の連結財務諸表で使用される通貨または、申告日の平均為替レートによるベトナムドンで支払うことが可能です。



# 詳細

## 移行期間における救済措置

OECDのガイダンスに基づいて、ベトナムは2026年12月31日以前に始まる会計年度に対して、移行期間における救済措置が定められています。ただし、2028年6月30日より後に終了する会計年度は含まれません。

### 行政上のペナルティの救済

移行期間中には、以下のペナルティは課せられません。

**01** 構成会社等(CE)および構成会社等一覧の通知の遅延または未提出

**02** 税登録の遅延(最大90日間)

**03** 税登録の変更通知の遅延

**04** 不正確または不完全な税申告(納税額が減額となったり、還付される税額が増額しない場合)

**05** 一定条件のもとでの税申告の遅延提出

**06** 一定条件のもとでの不正確な税申告

### 移行期間中のCbCRセーフ・ハーバー

QDMTTまたはIIRによるトップアップ税額は以下の場合ゼロとみなされます。

- 収益が1,000万ユーロ未満で、税引前利益が100万ユーロ未満の場合
- 簡易ETRが15%以上(FY2024)、16%以上(FY2025)、17%以上(FY2026)の場合
- 税引前利益が実質ベースの所得除外(SBIE)金額以下の場合

「once out, always out(一度適用外になると、その後も適用外)」というアプローチが適用されます。多国籍企業グループ(MNEs)が1年目に基準を満たさない場合、当該グループは、その翌年以降セーフハーバーの適用ができません。



# お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

## ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai  
ディレクター  
+84 90 175 5377  
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara  
マネージャー  
+84 35 585 0051  
kimpara.yuya@pwc.com

## ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto  
マネージャー  
+84 90 694 4533  
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto  
マネージャー  
+84 70 387 9788  
takeda.yuto@pwc.com



[www.pwc.com/vn](http://www.pwc.com/vn)